

ご存じですか「税を考える週間」

11月11日から17日までは「税を考える週間」です。「税を考える週間」は、国民生活に深いかかわりを持っている税について、その意義（必要性）および役割（使途）や税務行政の現状を分かりやすく説明するとともに、国の基本となる税に対する理解を深めていただくために設けられているものです。

今年は、「税の役割と税務署の仕事」をテーマとして、経済活動のIT化・国際化をはじめとした社会・経済情勢の変化に伴う税務行政の様々な取り組みの紹介などを行うことにしています。

国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp）では、特集ページを開設し、テーマに即した情報を提供するほか、広く国民の皆さまから国税庁に対する要望等を聴取するためのアンケートの窓口を開設しますので、ご利用ください。

問 八代税務署 ☎ 32 - 3141 ※自動音声案内

耕作放棄地の解消を支援します

耕作放棄地を農地として再生し活用をお考えの方は、国、県の支援事業があります。

①耕作放棄地再生利用緊急対策<国>

▶支援内容

10a 当たり 5 万円(初年度1回のみ) ※荒れ方がひどく、重機を用いる場合等は 1/2 相当額を交付)

▶対象者 農業者、農業者等の組織する団体等

▶対象農地

農振農用地区域内の農地（※基本的には自己所有地は対象になりませんが、戦略作物等を栽培される場合は自己所有地、農用地区域外も対象になります。）

▶取組条件

再生作業年から5年間以上耕作を継続すること。土地所有者に賃貸収入があるときは、5年間の賃借料相当額を原則として、再生経費として徴収します。

②耕作放棄地解消緊急対策事業<県>

▶支援内容

10a 当たり 3 万円(農用地区域外)、10a 当たり 2 万円(農用地区域内・外で自己所有地・自己所有地以外)

※初年度1回のみ

▶対象者 農業者、地域営農組織等

▶対象農地 農振農用地区域内・外の農地

▶取組条件

3年間以上耕作を継続すること(毎年作付報告書提出)

③遊休農地等の草払いのお願い

遊休農地等として耕作されずにいる農地や、荒れたまま放置されている土地に雑木・雑草等が繁茂すると、火災・犯罪・病虫害等の発生原因になる恐れがあり、周囲に大変迷惑となります。

もし、あなたが所有(管理)されている土地に雑草等が繁茂している場合は、早急に草刈・除草等を行い、周囲の農作業等に迷惑のかからない状態に保ちましょう。

勤め・病気などで草刈が困難な人は、シルバー人材センターへの雑草処理見積照会も行っております。

また、町および農業委員会では、農業経営基盤強化促進法に基づき遊休農地等の賃貸借および売買も促進しております。農地として再生される場合は、耕作放棄地再生事業をご活用いただけますので、まずはご相談ください。

問 氷川町役場 農業振興課 ☎ 52 - 5854

氷川町農業委員会 ☎ 52 - 5861

県八代地域振興局 農業普及・振興課 ☎ 33 - 3425

無料人権相談所が開設されます

～秘密は守られます!～

こんなことでお困りの方は、お気軽にご相談ください。

【相談内容】

- ・家庭内のことで悩んでいる(夫婦、親子、扶養など)
- ・近隣関係で悩んでいる(通行、排水、境界、日照など)
- ・借(貸)地・借(貸)家で困っている(不当な明け渡し、家賃の値上げ、家賃の滞納など)
- ・相続・遺言で悩んでいる(相続人、遺産分割、遺言の方法など)
- ・人権問題で困っている(村八分、名誉や信用の侵害、公害、差別、いじめ、体罰など)
- ・金銭トラブルで困っている(保証、クレジット、サラ金など)
- ・その他の困りごと相談

▶日時 12月5日(月) 10時～15時

▶場所 氷川町文化センター

▶相談担当者 人権擁護委員

問 氷川町役場 町民環境課 戸籍住民係 ☎ 52 - 5851

たばこ黄斑えそ病発生防止にご協力ください!

～バレイショを栽培される皆さまへ(家庭菜園者も含む)～

本年、氷川町の「葉たばこ」では、じゃがいもYウイルスによる「たばこ黄斑えそ病」が発生し大きな被害がでました。この病害は、ウイルスに感染したバレイショが最初の伝染源となり、アブラムシが葉たばこに媒介します。

【発生を防ぐために以下の対策にご協力をお願いします!】

～八代地域たばこ耕作振興連絡会議からのご願いです～

◆アブラムシの徹底防除をお願いします。

アブラムシを見つけたら早期に防除してください。これは、同じウイルスによるバレイショの「ジャガイモ塊茎えそ病」の防除対策にもなります。

◆「バレイショ」と「葉たばこ」のほ場は離しましょう。

可能であれば、「葉たばこ」作付けほ場から 100 m 以上離しての作付け協力をお願いします。家庭菜園でも同様に注意してください。

◆種いもは更新し、農林水産省検定済みの種バレイショを使用しましょう。

ウイルスに感染した種いもは伝染源になります。検定済みの無病の種いもを使用しましょう。

◆収穫後の清掃をお願いします。

ウイルスに感染した「掘り残しいも」「捨ていも」は翌年の病害発生の原因となります。できる限り処理されるようお願いします。



▲ウイルスに感染した「葉たばこ」

問 氷川町役場 農業振興課 ☎ 52 - 5854

平成 24 年度から冷蔵倉庫用家屋の

評価基準が変更になります

固定資産評価基準の改正(平成21年4月1日付け総務省告示第225号)により、経年減点補正率基準表の「冷凍倉庫用のもの」が「冷蔵倉庫用のもの(保管温度が摂氏10℃以下に保たれる倉庫)」に変更され、平成24年度分の固定資産税から適用されます。

この改正により、所有されている倉庫が「冷蔵倉庫用のもの」に該当しますと、評価額算出における減価年数が短縮されます。

町では、冷蔵倉庫用に該当する家屋の調査を進めております。下記の適用要件に該当する倉庫を所有されている方は資産税係までお問い合わせ下さい。

▶適用要件

- ①建物の構造が非木造(木造以外)であること。
- ②主な用途が倉庫であり、倉庫の保管温度が常に摂氏10℃以下に保たれていること。
- ③一棟の建物内に一般用倉庫、工場など冷蔵倉庫用以外で使用している部分がある場合、冷蔵倉庫部分が50%以上あること。
- ④倉庫自体に冷蔵機能があるもの。(建物の中に業務用冷蔵庫などを置いてある場合は該当しません。)

【経過年数の変更内容】

| 構造 | 経過年数 (一般用のもの) | 経過年数 (冷蔵倉庫のもの) |
|-----------------------|--------------------|--------------------|
| 鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造 | 築45年で0.200 まで減価 | 築26年で0.200 まで減価 |
| レンガ造・コンクリートブロック造 | 築40年で0.200 まで減価 | 築24年で0.200 まで減価 |
| 鉄骨造(骨材の厚み4mm越えるもの) | 築35年で0.200 まで減価 | 築22年で0.200 まで減価 |

問 氷川町役場 税務課 資産税係 ☎ 52 - 5853

健康づくり学習会&料理講習会

家族に血糖値の高い人がいる、病院にかかっているけれど食事で改善できないか?健康的にやせたい!と思っておられる方、体のことや食事のことを一緒に学んでみませんか?

今回、氷川町食生活改善推進員がアドバイスいたします。ご家族やご自分の健康管理に役立てたい方、日頃から健康づくりに興味がある方、どなたでも参加をお待ちしています!

▶日時 11月29日(火)

▶場所 氷川町公民館 和室・調理室

▶テーマ 「糖尿病を予防しましょう!」

▶受付 9時～9時30分

▶内容 9時30分～10時30分 学習会
「糖尿病や肥満予防について」
10時30分～13時 調理実習と試食会

▶持ってくる物 エプロン

▶お申し込み・お問い合わせ先

氷川町役場 健康福祉課 ☎52-5852

※材料準備がありますので、11月21日(月)までに上記へお申し込みください。

まちからの お知らせ

お知らせ

平成23年度 町民保護訓練

▶日時 11月6日(日) 13時30分から

▶場所 桜ヶ丘グラウンド

▶内容

「氷川町の幹部職員および区長会などの役職員は、桜ヶ丘グラウンドで開催される氷川町役職員等交流会(仮称)に参加するため参集していたところ、原因不明の爆発で数人が負傷し山火事も発生した」との想定に基づき、八代広域消防本部、熊本県防災消防ヘリ、氷川町消防団、氷川警察署と連携した訓練を行います。

▶防災グッズの展示等

当日は、「氷川町と災害時における物資供給に関する協定」を締結している「NPO 法人コメリ災害対策センター」から、防災グッズの展示なども予定されています。

問 氷川町役場 総務財政課 生活安全推進室 ☎ 52 - 7111

家屋の新築・増築・取り壊しを行ったら

届け出を

平成23年1月2日から平成24年1月1日の期間に、住宅や車庫、倉庫などの建物を新築・増築、または取り壊された場合は税務課まで届出を行ってください。

新築・増築については、随時家屋評価に回っておりますが、まだ家屋評価が済んでいない建物がありましたら連絡をお願いします。

取り壊しを行った家屋については、届出を怠りますと、実際は建物がないのに課税されることとなります。

また、未登記の家屋の売買などで所有権移転を行った場合も必ず届出を行ってください。届出がない場合には、前の所有者に課税されることとなります。

問 氷川町役場 税務課 資産税係 ☎ 52 - 5853

土地登記簿の地目と現況が違う場合は届出を

土地については、法務局の登記簿の地目にかかわらず、毎年1月1日現在の状況により課税を行いますので、登記簿の地目と現況の地目が違う場合は届出を行ってください。

この届出を怠りますと、実際(現況)は畑なのに登記簿の地目が宅地であるため宅地として課税されることがあります。

問 氷川町役場 税務課 資産税係 ☎ 52 - 5853